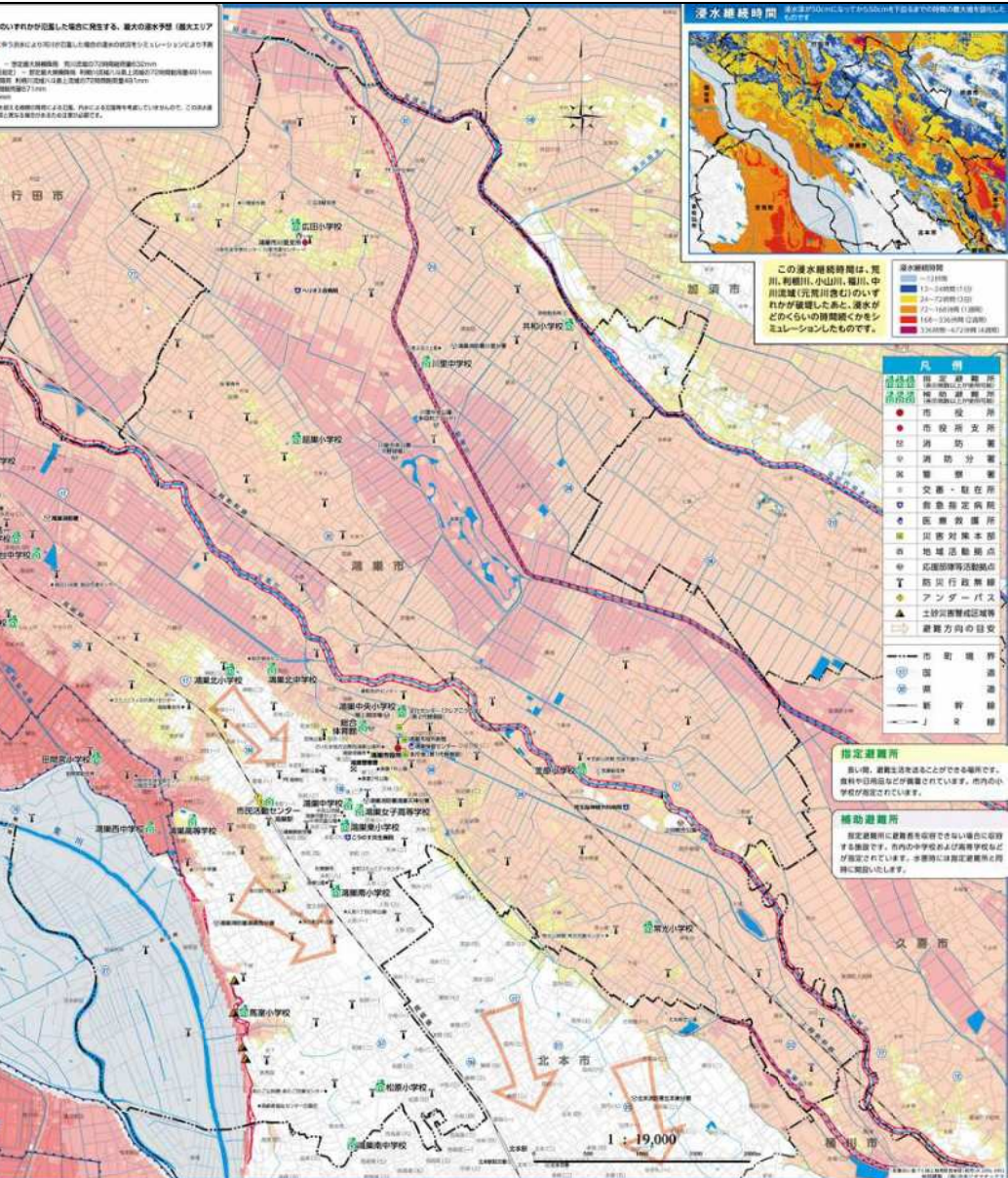


(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、鴻巣市が策定した鴻巣市地域防災計画（令和 4 年 3 月修正）やハザードマップを基に現状分析を行う。 （1）地域の災害リスク （水害：地域防災計画およびハザードマップ） 鴻巣市の地域防災計画、ハザードマップによると、浸水想定河川として荒川および利根川の氾濫による浸水が想定されている。 荒川による浸水想定は荒川地域 7 2 時間の総雨量 6 3 2 mm、利根川による浸水想定は八斗島上流地域 7 2 時間の総雨量 4 9 1 mm となっている。また鴻巣市のハザードマップによると、当会が立地する市街化地域においては、浸水深区分の被害想定地域にあてはまらないが、鴻巣駅周辺とその南部地域を除く市域は、ほぼ全域が浸水区域となっている。



(地震：地域防災計画およびハザードマップ)

鴻巣市の地域防災計画、ハザードマップによると、今後鴻巣市が想定している地震には、①東京湾北部地震、②茨城県南部地震、③元禄型関東地震、④関東平野北西縁断層帯地震、⑤立川断層帯地震がある。鴻巣市地域防災計画では、この5地震のうち現在、首都直下型地震として、最も切迫性を有している「東京湾北部地震」が発生した際、最大震度5強と想定されており、被害想定としては、建物被害が24棟、人的被害として負傷者が4人想定されている。また、もっとも被害が大きく想定されるのが、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、建物被害が13,853棟、人的被害が死者、負傷者2,578人と甚大な被害が想定されている。

(土砂災害：地域防災計画およびハザードマップ)

鴻巣市の地域防災計画、ハザードマップによると、土砂災害警戒区域は下間－1・滝馬室下間、下間－2・滝馬室下間、水下－1・滝馬室水下、水下－4・滝馬室水下である。土砂災害特別警戒区は下間－2・滝馬室下間、水下－1・滝馬室水下、水下－4・滝馬室水下である。周辺には小学校や体育館が立地している。

(感染症について)

鴻巣市では令和2年4月7日付「緊急事態宣言」の発令を受けて、鴻巣市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「鴻巣市新型コロナウイルス対策本部」を同日に設置し、各関係機関等と連携を取りながら感染症拡大防止策の推進や、「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」に対応してきた。

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、鴻巣市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

鴻巣市は過去に、比較的大きな災害は発生していないが、令和元年に発生した台風19号の際は、床下浸水（住宅）18棟、一部損壊（住宅の屋根・天井）が7棟あったほか、避難所を26箇所開設し、市民2,650人が避難する状況となった。このときの課題等を整理、検証することで、今後、更なる災害に強い街づくりを進める必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2, 8 5 4 人 (令和 3 年度 経済センサス)
- ・ 小規模事業者数 2, 1 7 8 人 (平成 3 年度 経済センサス)

【商工業者数の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
325	275	183	588	287	1, 050	146	2, 854

(3) これまでの取組

1) 鴻巣市の取組

(ア) 防災計画

鴻巣市では、第 6 次総合振興計画内で「安全・安心に暮らせるまちづくり」を目指し、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定に基づき、「鴻巣市防災会議」を開設し、災害時の備えとして鴻巣市地域防災計画を策定している。

(イ) 防災訓練の実施

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、鴻巣市では、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、災害時の相互応援に関する覚書・協定締結 団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、適宜、総合防災訓練を実施する。

(ウ) 防災備品の備蓄

防災活動拠点が災害時に機能を発揮するよう、応急活動用資機材、救助用資機材、移送用資機材、水防用資機材等の備蓄に努める。なお、資機 材等の設置、管理においては、転倒防止、浸水被害の防止等の安全対策を実施する。

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資材等の備蓄に努めるほか、長期保存が困難な食料・生活必需品及び防災資機材など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るため、協定の締結に努める。また、食料については、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品、生活必需品については、要配慮者や女性、性的少数者に配慮した備蓄及び調達に努める。

(エ) 鴻巣市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

鴻巣市区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すため、平成 26 年 12 月に策定した。

2) 当会の取組

(ア) 小規模事業者に対する災害リスクや BCP 計画策定の普及啓発

(イ) 埼玉県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入推進

(ウ) 事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携

(エ) 県・市が実施する防災訓練への参加及び協力

(オ) 防災備品（スコップ、簡易トイレ、水、懐中電灯、マスク、消毒液など）の備蓄

II 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

① 事業者の取組状況に関すること

- ・小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ・防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

② 商工会の支援体制に関すること

- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ・職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険や BCP 作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ・職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

③ 外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ・被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と鴻巣市の間における緊急時のより詳細な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ・災害時対応やリスク軽減対策のための BCP 策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

④ 感染症対策に関すること

- ・ 地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害発生時における連絡を円滑に行うため、当会と鴻巣市との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・ 災害発生時速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。感染症対策においては、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」等とステージを細分化して速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と鴻巣市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、鴻巣市ハザードマップ及び鴻巣市地域防災計画を携行し、事業所立地場所の災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や備え（事業休業時の備え、水災補償等の損害保険共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会報や鴻巣市広報（広報 **こうのす**）、鴻巣市役所ホームページ及び鴻巣市商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。さらに、高度な事業者BCP計画の策定時には、専門家を招き個社の支援を行うほか、事業者BCP策定の要望が多い場合には、セミナーも開催する。また、行政の施策や損害保険の紹介等も行う。
- ・ **新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。**
- ・ **新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。**
- ・ **事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。**

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ **令和3年3月に当会の「事業継続計画（BCP）」を策定済。（別添）**

3) 関係団体等との連携

埼玉県において中小企業者のための災害共済として、埼玉県内の事業者向けに災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、当会主催のBCPセミナーなどを共同で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。BCPは策定して終わってしまう事業者が多く、計画通りに実施されているか日々確認する必要がある、必要があれば計画の変更をすることが重要となる。定期的な巡回を実施し取組状況等を確認し、適切な支援を行う。また必要があれば外部の専門家を招き、職員と専門家が協力してBCPの支援にあたる。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害等が発生したと仮定し、鴻巣市と連絡ルート等の確認をする。（具体的な訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当会連絡網やSNS等を利用して、発災後2時間以内に、役職員の安否報告・業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できうる大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等についてまとめ、当会と鴻巣市で共有する。そのうえで、応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。また、感染症について国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに

に、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県や鴻巣市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ・ 当会と鴻巣市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ・ 職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を鴻巣市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

下記の居住地一覧より、災害レベルの状況にもよるが、2～3名は出勤できるものと想定する。

【役職員の居住地一覧】

市町村	鴻巣市	北本市	加須市	東松山市	深谷市
11名	5名	2名	2名	1名	1名
通勤距離 (概算)	0.5～7km	5～6km	10km～ 16km	15km	29km
商工会への 通勤方法	徒歩2名 車2名 電車1名	車	車2名	車	電車
所要時間	5～25分	10～15分	20～35分	35分	50分

- ・大まかな被害状況を確認し、発災後２日以内に情報共有を進める。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０.１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

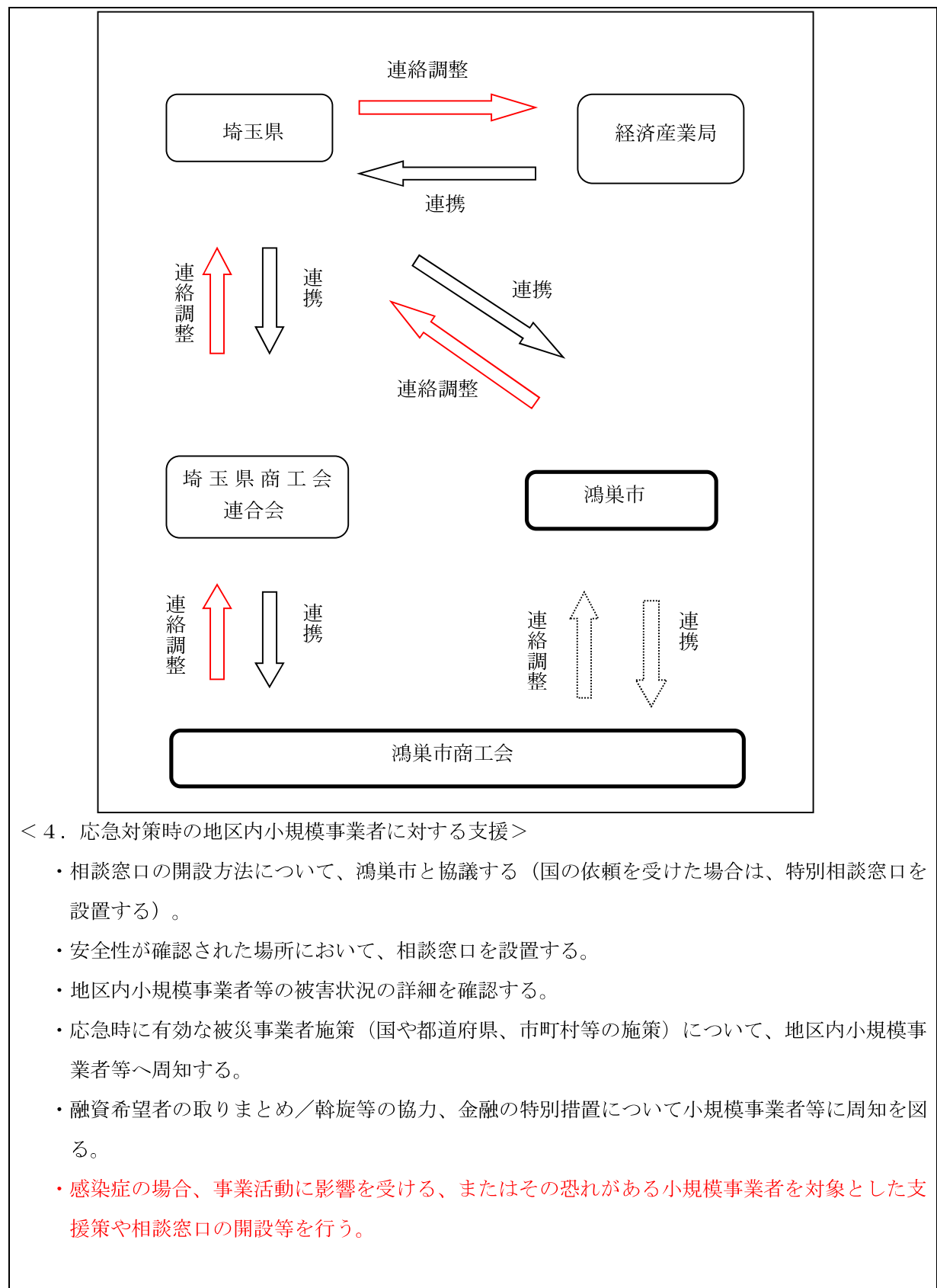
- ・本計画により、当会と鴻巣市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に２回程度共有する
１週間～２週間	１日に１回程度共有する
２週間～１ヶ月	２日に１回共有する
１ヶ月以降	１週間に１回程度共有する

- ・感染症に関しては、市が作成した鴻巣市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< ３．発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会と鴻巣市は自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるような体制をとる。
- ・当会と鴻巣市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動方針について決める。
- ・当会と鴻巣市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と鴻巣市が共有した情報を、埼玉県の方法にて当会又は鴻巣市より埼玉県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と鴻巣市が共有した情報を埼玉県の方法にて当会又は鴻巣市より埼玉県へ報告する。



＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞[✓]

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ・ 被災事業者に対する復興および再建のための有効な施策（国・県および市の施策）等については、郵送やホームページ等で早期に小規模事業者へ周知する。
- ・ 経営指導員は、被災した小規模事業者に対して事業再建のための運転資金や設備資金の融資斡旋を行う。
- ・ 共済担当職員は、火災保険、地震保険、損害保険等の請求手続きを支援する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年2月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
鴻巣市商工会 事務局長 鴻巣市商工会（本部） 法定経営指導員 連携 連絡調整 鴻巣市役所 環境経済部部長 鴻巣市 商工観光課 確認 連絡調整 鴻巣市 危機管理課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
・ 加庭 大寧（連絡先は後述（3）①参照）	
・ 井上 和紀（連絡先は後述（3）①参照）	
・ 合田 真悟（連絡先は後述（3）①参照）	
・ 大畑 潤貴（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行	
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①商工会	
鴻巣市商工会	
〒365－0038 埼玉県鴻巣市本町 6－4－20	
TEL：048－541－1008 / FAX：048－541－1071	
E-Mail：kounosu@syokokukai.jp	
②関係市町村	
・ 鴻巣市役所 環境経済部 商工観光課	
〒365－8601 埼玉県鴻巣市中央 1－1	
TEL：048－541－1321 / FAX：048－542－9818	
E-Mail：kanko@city.kounosu.saitama.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	320	320	320	320	320
専門家派遣	160	160	160	160	160
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パフレット・チラシ作製費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鴻巣市補助金、埼玉県補助金、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
埼玉県火災共済協同組合 理事長 野崎 友義 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル 7 階 Tel048-641-9203 / Fax048-645-6984
連携して実施する事業の内容
①災害共済の周知 災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②災害時の復旧に必要な金額算定に伴うBCP計画等の策定推進 埼玉県火災共済協同組合の担当者巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともにBCP計画等の策定の重要性を説明する。 ③BCPセミナーの共催 セミナー内において組合担当者による災害共済の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。
連携して事業を実施する者の役割
①災害共済の加入推進 ②災害想定時の復旧必要額算定によるBCP計画等の紹介及び周知 ③BCP セミナーの共催
連携体制図等
鴻巣市商工会 事務局長 鴻巣市商工会（本部） 法定経営指導員 埼玉県火災共済協同組合 理事長 担当職員 連携 連絡調整 災害共済の周知 BCP 計画の策定支援 災害共済の加入推進 BCP 計画等の周知 地域事業所